

大阪公立大学大学院医学研究科博士課程

長期履修制度について

1 趣旨

社会人あるいは育児、介護などによって十分な学修時間を確保することが難しいなど、標準修業年限での修了が困難な学生に、修業年限を計画的に延長し、履修することを認めるものです。

2 申請資格

長期履修を申請できる者は、博士課程在籍者及び博士課程在籍予定者で次のいずれかに該当する者とし、定められた修業年限の最終年次にあたる者は長期履修を申請できません。

- (1) 職業を有しており履修、研究の時間が制限される事情がある者
- (2) 育児や介護への従事など履修、研究の時間が制限される事情がある者
- (3) その他、やむを得ない事情により履修、研究の時間が制限されると研究科教授会で認められた者

3 履修期間

- ・履修期間は 5 年ないし 6 年とします
- ・在学年限の範囲内で 1 年単位で期間を定めます。
- ・長期履修の開始日は毎年度 4 月 1 日とします。
- ・履修期間はこれを延長できません。
- ・休学期間は履修期間に算入しません。
- ・在学年限に修了することができない場合は除籍の対象とすることができる。

4 申請手続き

(1) 申請期日

新入生は別途研究科が指定する日とし、在生は毎年度 2 月末までとする。

(2) 申請書類

- ・長期履修願（本学所定の様式）
- ・長期履修計画書
- ・長期履修が必要であることを証明する書類

5 履修期間の短縮

長期履修を許可された者が当該履修期間の短縮を希望する場合は、長期履修期間短縮願（本学所定の様式）を、修了を希望する前年度の 2 月末までに提出してください。

6 注意事項

長期履修を許可された者が、長期履修に関し虚偽の申請をしたことが判明したとき、その他長期履修を行わせることが適当でないと思われるときは、許可を取り消すことがあります。

7 問い合わせ先

医学研究科（医学部学務課） [阿倍野キャンパス]